



郷土歴史資料館 だより

..... コラム あわら市の文化財・史跡探訪
..... 第13回 市指定文化財(史跡) 熊坂専修寺跡

市姫橋はいつからあるの？

県道9号線と竹田川が交わるところに市姫橋が架かっています。この橋は金津を南北に結び、私たちの生活を支える大切な橋です。

では、この橋はいつからあるのでしょうか？江戸時代後期に書かれた『越前国名蹟考』の中で、長さ二十間(約36m)あり、別称「姫橋」と呼ばれていたことが書かれ、その存在が確認されています。

ではその始まりはいつなのか、ヒントをくれるのが次の古文書です。当時金津を治めていた溝江長氏が金津橋(現市姫橋)を架けたいと申請し、許可が下りたことが記されています。橋を架けることに関する資料が初めてです。これより前の戦国時代は、加賀国の一向一揆勢との戦いが頻発しており、竹田川は防御するのに使われていました。そのことを考えるとこれより前に橋を架けていたとは考えにくいので、慶長4(1599)年ごろに市姫橋が初めて架けられたものと思われます。

この文書は現在開催中の企画展にパネルで展示されています。

▲長束正家書状(早稲田大学図書館蔵) 【赤線部意識】金津橋の事については、あなたがこの間申請したとおり、架ける許可がおりますので、その心積もりをしておいてください。

第13回 市指定文化財(史跡) 熊坂専修寺跡

熊坂区の共有地になっている寺屋敷には、熊坂専修寺(真宗高田派)がありました。

戦国時代の越前国内では一向一揆勢との戦いが続き、当時越前国を治めていた朝倉氏は一向一揆を主導していた本願寺派に対抗するため、同じ真宗の高田派と結んでいました。この寺屋敷は永禄9(1566)年に朝倉義景が寄進した広大な屋敷の一部でした。この寺を建立した眞智上人は皇室の出で、高田派の十世眞慧上人の養子となりました。しかし高田派本山の後継者になれなかったため、この地に迎えられました。朝倉氏滅亡後、天正8(1580)年に柴田勝家が熊坂専修寺を完成させましたが、眞智は翌年78歳で死去しました。

その後、熊坂専修寺は太閤検地で寺地の多くを失い、丹生郡畠中(福井市)に移りこの地から姿を消しました。



郷土歴史資料館(金津本陣 IKOSSA 2階)
休館日 月曜日・第四木曜日
※これらの日が祝日の場合はその翌日
開館時間 9時30分～18時(最終入館17時30分)
問合せ ☎73-5158

福井しあわせ元気国体 2018 福井しあわせ元気大会 2018

国体 がやってくる!



もっと知ろう! 平成30年福井国体

問合せ 国体推進課 ☎73-8033

競技紹介!

ゴルフ

カップまでの距離や風向き、傾斜などを計算し、カップインまでの打数の少なさを競います。

国民体育大会では、都道府県対抗の団体戦で行われ、1日18ホール(2日間、合計36ホール)のストロークプレー(合計スコアが最も少ないものを優勝とする)方式で、チーム全員(3人)の総合スコアが少ない順に順位を決定します。

自然の地形を生かしたゴルフコースでは同じ状況は二度となく、またバンカーや池などハザードも選手を苦しめます。自分自身の経験やコンディション、技量だけを頼りにショットを行うため、心の揺れがスコアに表れやすいのも競技の特徴です。コースの状況に応じて、ウッドやアイアン、パターといわれる14本以内のクラブを使い分ける選手の技術が見どころです。

めざせアスリート 国体競技にチャレンジ!

あわら市では、平成30年開催の第73回国民体育大会のPRや競技の周知と普及を目的として、市内の小学校で国体競技の体験教室を実施しています。

昨年12月14日に金津小学校の4年生が、ゴルフ、カヌー、バレーボール競技を体験しました。

写真は、福井工業大学附属福井高等学校・中学校のゴルフ部監督の福岡康文さんの指導によるスナッグゴルフ体験の様子です。



国民年金からのお知らせ

問合せ 市民生活課 ☎73-8014
福井年金事務所 ☎23-4518

国民年金保険料は前納がお得!

国民年金保険料は毎年見直しが行われ、4月からは月額1万6260円となります。また、前納することで割引があり、とてもお得です。詳細はお問い合わせください。

準備物 年金手帳(または基礎年金番号が分かるもの)と口座振替する通帳、その届出印
申込方法 申込書は、市民生活課や各金融機関、年金事務所にあるほか、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。各金融機関の窓口、または年金事務所にお申し込みください。郵送での申し込みも可能です。

学生納付特例の継続申請を忘れずに!

学生で保険料を納付することが困難な場合は「学生納付特例申請」をご利用ください。住所登録地の市町村で申請し、日本年金機構の承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

この継続の申請書を提出しないと、日本年金機構から納付書が発行され、納付しないと未納扱いとなりますので、忘れずに手続きしてください。承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば申し出により後払い(追納)できますが、3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に加算額が付きまします。ご注意ください。

ペットとの快適な暮らしのために

飼い主もペットも地域で快適に暮らしていくために、マナーを守り、正しく飼いましょう。

- ◆犬を飼っている皆さまへ
①リードをつけよう! きちんとしつけをしていても、犬はまれに噛みつくことがあります。また、リードに繋がれていない犬を見ただけで、恐怖を感じる人もいます。屋外で飼うときや散歩のときは、必ずリードで繋ぎましょう。
②ウンチは持ち帰ろう! 道路や公園などを汚さないようにすることは、当然のマナーです。ニオイで迷惑する人もいます。散歩時には、回収用具を持参して、必ず自宅へ持ち帰りましょう。
③予防注射を受けよう! 狂犬病は人に感染し、死に至る非常に怖い病気です。市が行う集合注射(5月開催)やお近くの動物病院へ行ってください。

- ◆ペットを飼っている皆さまへ
①飼育できる頭数を飼おう! 多くの動物を飼う場合、いまま一度適切に飼うことができないか考えてみましょう。全ての動物に十分に手が回らないと、清潔な環境の確保や飼育が困難になり、近所の人たちに迷惑をかけることとなります。
②最後まで責任を持って飼おう! ペットの健康・安全に気を配り、家族と同様の愛情を持って最後まで世話をしましょう。



年金相談所をご利用ください

福井年金事務所では厚生年金や国民年金の各種手続きなど、年金に関する相談を受け付けています。
とき 毎月第3木曜日 10時～12時、13時～15時30分
※裏表紙「くらしのカレンダール」に毎月掲載しています。

ところ 坂井市地域交流センター「いねす」
準備物 年金手帳または年金証書、印鑑(代理の場合は、委任状と免許証などの委任された人の本人確認ができるもの)
問合せ 福井年金事務所 ☎23-4516
市民生活課 ☎73-8014